

任期満了に伴う河川レンジャーの再任について（報告）

1. 特例の再任について

平成 23 年 3 月 31 日をもって 2 回目の再任の任期満了（試行期間、1 回目の再任、2 回目の再任を経て 5 年間）となる河川レンジャーについて、第 5 回淀川管内河川レンジャー代表者会議（平成 23 年 1 月 17 日開催）において、再任の可否について審議された結果、**辻川 松子 氏**が特例再任者として決定され、ご本人に再任の意思確認を行った結果、快諾頂きましたので報告します。

任期は 1 期 2 年の再任期間となります。

所属等		氏 名	任 期
福島・毛馬	福島	辻川 松子	平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

2. 1 回目の再任について

当運営会議において、平成 23 年 3 月 31 日をもって試行期間の任期を満了される河川レンジャーの方は次のとおりです。

運営要領第 18 条 3 項により、先に執り行われました会議において継続が妥当であるか確認を行い、1 回目の再任が決定しましたので報告します。

任期は 1 期 2 年の再任期間となります。

所属等		氏 名	任 期
福島・毛馬	福島	池宮 實	平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日
福島・毛馬	毛馬	崎谷 久義	平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

河川レンジャー満期退任者の組織化について

満期(試行期間を含めて2期5年)を超えて河川レンジャーを継続できる特例再任については、代表者会議において、その要件や手続きなどが承認され、運営要領で規定しています。一方、満期で退任される方については、感謝状を贈ることは決定していましたが、退任後における河川レンジャーとのつながり方等については前回の運営会議の報告通り、検討を継続し、淀川管内河川レンジャー代表者会議(以下:代表者会議)に諮ることになっていました。

今回、先日開催されました代表者会議において、運営要領が改正され、「河川レンジャー満期退任者の組織化」が決定しましたので報告します。今後、満期退任の方々、特例再任の方々と共に準備会を開催し、詳細の運営について決定していく予定です。(3月開催予定)

目的

河川レンジャーを満期で退任される方には、河川レンジャー会議の諮問機関として河川レンジャー会議が設置する「河川レンジャー専門家会議(仮称)」に所属して頂くことで、河川レンジャーとのつながりを継続的なものとし、在任中で培われた知識や経験、人とのつながりなどを活かし、河川レンジャーの専門家(エキスパート)として、河川レンジャーの発展に寄与して頂くことを目的とします。

